

自然科学研究支援開発センター低温・機器分析部門低温実験部
工作室利用申し合わせ

平成18年12月25日
低温・機器分析部門低温機器管理委員会

低温実験部工作室の円滑な共同利用と事故防止のため下記の規則を設ける。

- 1) 工作機械は教職員(または、その監督指導のもとに学生)が使う。但し、指導教員が学生の工
作技術能力を保証し、責任を持つ場合は学生の単独使用を可とする。
- 2) 初めての利用者は、工作室担当者に届け出る(学生の場合は監督指導をする教職員が届け
出る)。許可を得るまで利用できない。担当者が旅行等で不在の場合は、副担当者に届け出る
異常時も担当者に連絡のこと。
- 3) 利用にあたっては、「工作室利用記録簿」に、必要事項を記入すること。
- 4) 安全マニュアルに従い、安全に充分留意して利用すること。
- 5) 工作室内の備品や工具類等は原則として持ち出し禁止とする。やむを得ず持ち出す場合は、
持ち出し物品を「工作室利用記録簿」に記入し、使用後は速やかに返却すること。
- 6) 退室時には、工具類等は所定の場所に返却あるいは整理し、必ず清掃しておくこと。工作室で
出した切削くず、ごみ等は、利用者が責任を持ってくずまたはごみ箱に分別して入れること。
- 7) 原則として利用時間に制約はないものとし、利用者は部屋の管理(電気、ガス、戸締まり、火
災予防など)に責任を持つこと。